公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成１５年細則(調)第８号）に基づき下記のとおり公示します。

2026 年 10 月 7 日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役　理事

記

１．　公示件名：アフリカ地域（広域）地域密着型灌漑のアフリカ広域展開情報収集・確認調査フェーズ３（QCBS-ランプサム型）

２．　競争に付する事項：企画競争説明書第１章１．のとおり

３．　競争参加資格：企画競争説明書第１章３．のとおり

４．　契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照

５．　プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第１章２．及び６．のとおり

６．　その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書
（QCBS-ランプサム型）

業　務　名　称：アフリカ地域（広域）地域密着型灌漑のアフリカ広域展開情報収集・確認調査フェーズ３（QCBS-ランプサム型）

調達管理番号：26a00669

【内容構成】

第１章　企画競争の手続き

第２章　特記仕様書案

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第２章「特記仕様書案」、第３章２.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者と行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2026 年 10 月 7 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第１章　企画競争の手続き

１．競争に付する事項

（１）業務名称：アフリカ地域（広域）地域密着型灌漑のアフリカ広域展開情報収集・確認調査フェーズ３（QCBS-ランプサム型）

（２）業務内容：「第２章　特記仕様書案」のとおり

（３）適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください[1]。（全費目課税）

（４）契約履行期間（予定）：2026 年 12 月　～　2028 年 2 月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

（５）ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

（６）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が 12 か月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については１年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（４）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

１）第１回（契約締結後）：契約金額の 32%を限度とする。

２）第２回（契約締結後 13 か月以降）：契約金額の 8%を限度とする。

（７）部分払の設定

本契約については、１会計年度に１回部分払を設定します。[2]具体的な部分払の時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

１）2027 年度（2027 年 12 月頃）

---

[1] 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

[2] 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

２．担当部署・日程等

（１）選定手続き窓口

国際協力調達部　契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

（２）事業実施担当部

経済開発部　　農業・農村開発第二グループ第四チーム

（３）日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2026 年 10 月 13 日　まで
2	企画競争説明書に対する質問	2026 年 10 月 15 日　12 時まで
3	質問への回答	2026 年 10 月 20 日　まで
4	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出	2026 年 10 月 26 日　12 時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
7	見積書の開封	2026 年 11 月 11 日　11 時
8	評価結果の通知	見積書開封日時から 1 営業日まで
9	技術評価説明の申込（順位が第 1 位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM） ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

３．競争参加資格

（１）各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

１） 消極的資格制限

２） 積極的資格要件

３） 競争参加資格要件の確認

（２）利益相反の排除

特定の排除者はありません

（３）共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（１）の２）に規定する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

４．資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

・「第３章　プロポーザル作成に係る留意事項」に記載の配付資料

５．企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記２．（３）参照

２）提出先　：https://forms.cloud.microsoft/r/tD0mmYZcEs

なお、公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）回答方法

上記２．（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

（URL：https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1）

６．プロポーザル等の提出

（１）提出期限：上記２．（３）参照

（２）提出方法

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

（https://partner.jica.go.jp/）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

１）プロポーザル

① 電子データ（PDF）での提出とします。

② プロポーザルはパスワードを付けずに格納ください。

２）本見積額

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記２．（３）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位１位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

３）本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書（第３章４．（４）に示す項目が含まれる場合のみ）、及び別提案書（第３章４．（３）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

別見積については、「第３章４．（４）別見積について」のうち、１）の経費と２）～３）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。

（３）提出書類

１）プロポーザル・見積書・別見積書

2）別提案書（第３章４．（３）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

（４）電子入札システム導入にかかる留意事項

１）作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
（URL:https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html）

２）電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

７．契約交渉権者の決定方法

（１）評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を１００点満点とし、**配点を技術評価点 80 点、価格評価点 20 点とします。**

（２）評価方法

１）技術評価

「第３章　プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙 3「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

① 別添資料１「プロポーザル評価の基準」
② 別添資料２「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
③ 別添資料３「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第３章４．（３）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位１位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100 点満点中 60 点を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**
（URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

２）評価配点表以外の加点

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点します。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、**一律２点の加点（若手育成加点）**を行います。

３）価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100 点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100 点

４）総合評価

技術評価点と価格評価点を 80：20 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分を

それぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）×0.8＋（価格評価点）×0.2

（３）見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記２．（３）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

（４）契約交渉権者の決定方法

１）総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

２）総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

３）最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

４）応募者選定において、技術評価点及び価格評価点の合計点（総合評価点）が最も高い応募者の当該の見積額では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、交渉順位の決定を保留して、その者が契約の相手方として適当か否かを調査します。（低見積価格調査の実施）

低見積価格調査の結果、契約に適合した履行が可能と認められる場合には契約交渉権者として決定します。

８．評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記２．（３）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

９．フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第２章　特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙2「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第１条 調査の背景・経緯

サブサハラ・アフリカ（SSA）では、可耕地に対する灌漑整備率が依然として７％未満であり、農業生産性向上の大きな制約となっている（国際水管理研究所調べ）。加えて、灌漑施設については整備後の維持管理不足や資金不足により十分に機能しない事例も多く、持続可能で低コストな灌漑開発モデルが求められている。

この課題の解決の一助として、JICA はマラウイ及びザンビアを中心として、住民参加型で現地資材を活用し、簡易堰及び土水路を設け乾季に灌漑を行うことにより水資源を有効に活用する Community-Based Smallholder Irrigation（COBSI)アプローチを開発普及してきた。同アプローチのマラウイ及びザンビアにおける事例においては、農業生産が向上することによる小規模農家の生計改善、栄養改善及び地域コミュニティの活性化にも寄与することが確認されている。

2021 年から 2023 年に「地域密着型小規模灌漑のアフリカ広域展開に係る情報収集・確認調査」（以下、「フェーズ１」という。）、2024 年から 2025 年に「地域密着型小規模灌漑のアフリカ広域展開に係る情報収集・確認調査」（以下、「フェーズ２」という。）を実施しており、これまで COBSI の広域展開性が確認されるとともに、2030 年までに灌漑面積 20,000ha 達成を目標とする広域展開ロードマップが策定された。一方で、制度化、人材育成、資金動員、モニタリング体制及び拠点機能形成等が課題として残されている。

JICA は、これまでの技術協力及び課題別研修等を通じて、複数の相手国政府から COBSI アプローチに対する関心及び導入ニーズが示されていることを確認している。本調査は、これら相手国政府の政策的関心及び開発課題を踏まえ、各国政府が主体的に導入可能性、持続性及び制度化の在り方を検討するための基礎情報を整理するとともに、今後の案件形成に必要となる知見及び選択肢を取りまとめることを目的として実施する。

第２条 調査の目的と範囲

本調査は、SSA 地域における COBSI アプローチ適用可能性、持続性及び制度化の条件を分析するとともに、相手国政府及び JICA による今後の案件形成及び協力方針の検討に資する提言を取りまとめることを目的とする。

具体的には、新規対象国における導入可能性の分析、既存対象国における成果及び課題の検証、制度化及び人材育成の条件整理、モニタリング体制の検討並びに案件形成オプションの整理を行う。これらの分析及び検討を行うため、本調査では以下１．～６．の調査事項を実施し、その結果を踏まえて相手国政府及び JICA による今後の案件形成及び協力方針の検討に資する提言を取りまとめる。

なお、本業務における実証活動は、COBSI アプローチの技術的、制度的及び運営的成立条件を確認するための限定的な試行として実施するものであり、恒久的な施設整備や事業展開そのものを目的とするものではない。実証活動を通じて得られた知見は、相手国政府及び JICA による今後の案件形成及び制度設計の検討材料として活用する。

また、本業務の実施に当たっては、対象国政府及び関係機関との協議を十分に行い、相手国政府の政策方針及びニーズとの整合性を確保する。

１．新規対象国における COBSI アプローチの導入可能性の具体化（COBSI セミナーの実施を含む）
２．既存対象国における成果の検証および改善策の提言
３．COBSI 拠点機能形成及び人材育成体制の構築に向けた提言
４．モニタリング・評価体制及びエビデンスの強化に向けた提言
５．気候変動レジリエンス及び外部資金導入可能性の検討
６．新規案件の形成案検討及び広域展開戦略案の策定

第３条 調査実施の留意事項

１．本調査の流れ

本調査は、COBSI アプローチの導入可能性及び制度化の条件について、相手国政府及び JICA の意思決定を支援するための提言を行うことを目的として、以下の流れで実施する。

①フェーズ１により高いポテンシャルが確認された国や、課題別研修「小規模灌漑技術と農村振興策の展開」の研修参加国において、灌漑開発計画や適地の存在等を踏まえて、新規対象国４か国（下記②の既存４か国、及びザンビア、マラウイ、モザンビークを除く）を選定するとともに、COBSI アプローチの適用可能性を確認するための限定的な試行及び検証活動を行い、その結果を踏まえ、COBSI 導入の可能性、制

度化に向けた課題及び支援オプションを整理した「COBSI 導入可能性及び支援オプションに関するコンセプトノート」を作成する。

②既存４か国（コートジボワール、ガーナ、タンザニア及びマダガスカル）において、成果検証及びフォローアップを行う。

③今後の技術協力による効果的かつ持続的な COBSI の普及に向けて、域内における人材育成にかかる技術移転機能の促進についての検討を行う。また、上記①及び②の国を事例として COBSI アプローチのモニタリング・評価及びエビデンス収集を行う。

④上記を踏まえた新規案件形成及び COBSI 広域展開のための支援オプション及び案件形成方策を提言する。

２．新規対象国の選定

本調査における新規対象国の選定に当たっては、課題別研修「小規模灌漑技術と農業振興策の展開」の参加者及び小規模灌漑の賦存面積から、ナイジェリア、ウガンダ、ルワンダ及びリベリアの４か国を想定しているが、受注者はフェーズ１及びフェーズ２で蓄積した知見を活用しつつ、COBSI の持続的な普及及び自立的発展の可能性を重視して候補となる国の評価を行う。対象国の選定は、机上調査及び現地調査の結果を踏まえ、JICA と協議の上で決定する。

新規技術協力開始済のザンビア、マラウイ及びモザンビーク、フェーズ２で実証調査を実施済みの第３条１．②の既存４か国については、新規対象国の選定範囲に含めない。

・農業・灌漑セクターにおける政府の優先度
・小規模灌漑開発に係る政策、制度及び予算措置
・気候変動による農業生産への影響及び適応ニーズ
・COBSI アプローチの技術的適合性
・水資源利用状況及び水利用制度
・地方行政機関及び普及員の配置状況
・農民組織及びコミュニティの活動状況
・SHEP や栄養改善等の既存 JICA 事業との連携可能性
・安全対策及び渡航可能性
・開発パートナーとの連携可能性

また、本調査終了後の案件化促進及び外部資金動員を見据え、対象国の政策の重点分野及び自立発展性についても重点的に評価する。

さらに、将来的な地域経済圏及び同一言語圏内（以下、「域内」という。）における人材育成にかかる技術移転機能の可能性についても評価対象とし、対象国単独での成果創出のみならず、地域全体への波及効果を重視する。

なお、対象国選定のための評価クライテリア及びスコアリング手法については、受注者が提案し、JICA との協議を通じて最終確定する。

３．気候変動レジリエンス

COBSI は簡易堰及び土水路を活用した住民参加型小規模灌漑であり、乾季の営農活動の安定化のみならず、近年頻発する干ばつや降雨パターンの変化など気候変動影響への適応手段としても期待されている。

本調査では、気候変動レジリエンスの観点から以下を実施する。

- 対象国における気候変動政策及び国家適応計画等のレビュー
- 農業・灌漑分野における気候変動リスクの整理
- COBSI 導入地域における気候変動脆弱性評価
- COBSI による雨季の補給灌漑による干ばつ被害軽減効果の確認
- 水資源利用の持続可能性に係る分析
- 農業生産及び農家所得に対するレジリエンス向上効果の整理

また、COBSI の効果を単なる農業生産の増加に限定せず、以下の観点からも分析する。

- 食料安全保障
- 栄養改善
- 自然資源管理
- コミュニティレベルでの適応能力向上

加えて、GCF 等の気候変動資金活用を視野に入れ、COBSI が気候変動適応事業として位置付けが可能かについて検討を行う。

４．外部資金動員

COBSI の広域展開には、多国間・二国間ドナー及び気候変動資金の活用が不可欠である。このため本調査では、各対象国において以下を実施する。

- 開発パートナーの農業・灌漑分野の支援状況の把握
- 気候変動関連基金の活用状況の把握
- 開発パートナーの地理的カバレッジ及び重点支援分野の分析
- JICA 事業との補完性の分析
- 共同事業形成の可能性の検討

特に、以下の資金源との親和性について検討する。

- GCF（Green Climate Fund）

- AF（Adaptation Fund）
- IFAD（International Fund for Agricultural Development）
- AfDB（African Development Bank）
- WB（World Bank）
- EU（European Union）
- FAO（Food and Agriculture Organization）
- WFP（World Food Programme）
- その他の気候変動基金及び農業関連基金

５．コンセプトノートの作成

モニタリング結果及び実証事業成果を踏まえ、COBSI 導入可能性及び支援オプションに関するコンセプトノートを作成する。コンセプトノートには以下を含める。

- 解決すべき開発課題
- COBSI の有効性
- 気候変動適応効果
- 期待される受益者
- 実施体制
- 投資規模
- 想定資金源
- モニタリング枠組み
- スケールアップ方策

対象国政府及び JICA 在外事務所が今後案件形成を進める上で活用可能な内容とする。

また、受注者は、実証事業及び域内における人材育成にかかる技術移転機能の促進の成果を踏まえ、WFP、WB、IFAD、AfDB、FAO 等との連携可能性も検討する。

さらに、GCF 等の気候変動資金の活用を見据え、COBSI の気候変動適応効果及び食料安全保障への貢献について整理するとともに、将来的な資金動員に向けた取り組みもコンセプトノートに含める。

６．COBSI の普及に向けた地域的拠点形成の促進

本調査では単なる対象国支援から一歩進み、既存対象国において形成された知見、人材及び制度的経験を活用した域内における人材育成及び知見共用の可能性について分析し、知見の共用に必要な条件および課題を整理する。

本調査では域内における人材育成及び技術移転機能を担う可能性を有する国を、「拠点機能候補国」として整理する。

- 成功事例を有すること

- 行政官及び普及員の育成能力を有すること
- 周辺国への技術普及が可能であること
- 自国予算による継続的な COBSI の自国内での普及活動が期待できること

本調査では既存４か国を中心として、技術移転機能を担うための条件を比較分析する。

- 研修実施体制
- 行政能力
- 普及員能力
- 政策的位置付け
- 財政的持続性

また、COBSI 技術の導入を促進するため、本邦における課題別研修による人材育成に加え、拠点機能候補国を通じた第三国向け技術移転の実現可能性を検証するため、以下の実施可能性を評価する。また、既存対象国において育成された行政官、普及員及び農民リーダー等の知見を活用し、新規対象国関係者に対する COBSI アプローチの普及及び実効性の検証を実施し、域内レベルでの COBSI ネットワーク形成を支援する。

- 国内研修
- 第三国研修
- オンライン研修
- 実習型現地研修

さらに、課題別研修「小規模灌漑技術と農業振興策の展開」との連携、帰国研修員ネットワークを活用するとともに、以下の８.に記載する実習型現地研修の実施状況をモニタリングし、拠点機能候補国を活用した COBSI 普及モデルの課題及び改善策を整理のうえ、拠点機能形成ロードマップを作成する。

７．課題別研修参加研修員のフォローアップ

課題別研修「小規模灌漑技術と農業振興策の展開」を通じて育成された帰国研修員は、COBSI の広域展開を担う重要な人材として位置づけられる。受注者は、帰国研修員のアクションプラン実施状況を継続的に把握するとともに、活動実績、課題及び教訓を整理する。帰国研修員の活動成果については、統一的なモニタリングフォームを活用して継続的に把握する。

また、優良事例の抽出及び共有を通じて、COBSI の普及促進及び新規案件形成に活用可能な知見を取りまとめる。

さらに、帰国研修員ネットワークの活用及び強化方策について検討するとともに、帰国研修員の活動成果及びアクションプラン実施状況を継続的に把握・分析し、今後のフォローアップ体制に係る提言を行う。

８．拠点機能形成の可能性及び域内における技術移転の試行[3]

COBSI の持続的な広域展開に向けて、COBSI のための水資源の潜在性を有し、普及の潜在性が高い国であり、COBSI に関する技術協力が実施されるとともに、国内および周辺国向けに導入・普及研修が実施できる国を技術移転の拠点と定義する。本調査では、域内における人材育成及び技術移転機能の実現可能性について比較分析を行い、その条件を整理する。既存対象国において形成された優良 COBSI サイトおよび人材を活用し、新規対象国関係者を対象とした域内における技術移転モデルを確立するため実習型研修を試行的に実施する。受注者は、新規対象国の実証事業実施地域に係る普及員の各国２名を既存対象国へ派遣し、COBSI の実施現場における現地実習及び経験の共有を行う。

なお、実習型研修の試行においては、既存対象国において形成された COBSI の成功事例及び人材を活用することを基本とする。現時点ではガーナを拠点機能形成を行う候補国としてリベリアの普及員を、タンザニアを拠点機能形成を行う候補国としてルワンダの普及員を主な対象として各１回の実施を想定する。

受注者は実習型研修の試行において、参加者の技術習得状況、帰国後の活動状況及び COBSI 普及への貢献状況を確認し、拠点機能国を活用した域内における技術移転モデルの構築を行う。

９．COBSI の効果のモニタリング方法の整理

フェーズ 2 で課題として指摘されたモニタリング及びエビデンス不足を踏まえ、本調査ではモニタリング・評価（M&E）を重点活動として位置付ける。整理されたモニタリング方法は今後の技術協力等において活用していく予定としている。

受注者は、COBSI の効果を客観的に把握するための M&E フレームワークを構築する。評価項目として以下を想定する。

①灌漑開発効果

- 灌漑面積
- 通水期間
- 作付面積
- 作付回数

②経済効果

- 農業生産額
- 農産物販売額
- 市場参加率

[3] プロポーザルにて提案すること。

③社会効果

- 受益農家数
- 女性参加率
- 栄養改善状況

④組織・制度効果

- 農民組織活動状況
- 維持管理体制
- 普及員活動状況

⑤気候変動適応効果

- 干ばつ時の生産維持
- 雨季補給灌漑の活用
- 水利用効率向上

さらに受注者は、以下を整理する。

- 課題別研修帰国研修員が活用可能なデータ収集様式
- 現地行政機関が継続的に利用可能なモニタリングフォーム
- データ入力及び集計方法
- フィードバック手法

評価手法については、以下に示す項目等の適用可能性を検討し、実務上継続可能な簡便な手法を提案する。

- ベースラインとの比較
- Before/After 比較
- 対照地域との比較
- 差分の差分法（Difference-in-Difference）
- 自然実験的分析

また、収集したモニタリングデータは対象国政府、JICA 及び開発パートナーによる将来案件形成及び資金動員に活用可能なエビデンスとして整理する。

第４条 調査の内容

１． 新規対象国の選定

受注者は、新規対象国候補国について文献調査及び現地調査を行い、2021～2023 年に実施したフェーズ１の結果に基づき、調査方針で述べたポテンシャルの高い国を対象に、地域、使用言語、拠点・周辺国、JICA 関連事業の観点から新規対象国の４か国への COBSI 導入可能性を分析する[4]。

[4] プロポーザルにて提案すること。

なお、対象国の選定にあたっては、技術的適合性に加え、相手国政府による関心表明、政策的優先度及び将来的な制度化へのコミットメントを考慮する。

JICA は在外事務所等を通じて対象国政府との協議及び調整を行い、受注者はその結果を踏まえて調査を実施する。

具体的には主に以下について調査し、対象国ごとに整理する。

１）基礎情報収集

・農業セクターの現状分析（主要作物、生産動向、農業人口、農業政策上の位置づけ等）
・灌漑開発状況分析（灌漑面積、主要灌漑方式、小規模灌漑の普及状況、関連機関等）
・国家開発計画分析（農業及び灌漑分野の位置づけ、関連政策との整合性等）
・気候変動関連政策分析（NDC、NAP 等における農業・水資源分野の位置づけ等）
・貧困及び栄養状況分析（国レベル統計及び農村部の主要指標等）
・農村開発政策分析（地方開発政策、普及制度との関連等）

２）制度・組織分析

・灌漑行政体制（所管省庁及び関係機関の役割分担、計画策定・事業実施・維持管理体制、中央・地方間の権限分担等）
・地方行政体制（地方政府の組織体制、農業・灌漑分野における権限・予算・人員配置、住民参加の仕組み等）
・普及制度（農業普及機関の組織体制、普及員配置状況、普及手法、農家への技術指導体制等）
・水利用組織（水利組合等の設置状況、組織運営体制、維持管理責任、水利用料金徴収状況等）
・農民組織（生産者組織・協同組合の組織体制、活動内容、営農支援機能、市場アクセス支援機能等）
・小規模灌漑関連施策（関連施策・計画の内容、重点支援分野、実施体制、予算措置、支援制度等）

３）案件形成可能性分析

・JICA 事業との連携（実施中・済案件との相乗効果、技術協力・資金協力との連携可能性、協力実施体制等）
・他ドナーとの連携（主要ドナーの支援実績、支援方針、対象地域・分野、協調融資・協調実施の可能性等）
・国家予算投入可能性（農業・灌漑分野予算の推移、政府負担能力、維持管理費負担能力、優先事業としての位置づけ等）

・外部資金活用可能性（気候変動基金等の活用可能性、調達条件）

４）国別評価

新規対象候補国について、以下の観点から比較評価を行う。

・技術的適合性（対象地域の自然条件、利用可能水資源、営農体系、導入技術との適合性、技術普及可能性等）
・制度的適合性（関連政策との整合性、実施機関の能力、地方行政体制、水利用組織・農民組織の機能等）
・財政的持続性（政府予算による維持管理能力、受益者負担能力、運営維持管理費の確保可能性等）
・波及効果（対象地域以外への展開可能性、受益農家数、生産性向上効果、貧困削減・食料安全保障への貢献可能性等）

２． 実証事業候補地域の選定[5]

１．において選定された新規対象国について、対象国中央政府及び地方政府行政官の参画を得て、実証事業候補地域及びサイトを決定する。実施に当たっては、対象国決定後、JICA 側より対象国への協力依頼を行う。

１）サイトスクリーニング

サイトスクリーニングとして、水源状況、地形条件、土壌条件、農民組織の存在、市場アクセス、気候脆弱性等について確認する。

２）コミュニティアセスメント

コミュニティの状況を把握するため、住民ヒアリング、グループ討議、女性参加状況確認、意思決定構造分析を実施する。

３）候補サイト選定

新規候補国の各国１～２サイトを選定し、さらに、横展開候補地域、周辺コミュニティについても整理する。

４）ベースライン調査

選定サイトについて、ベースライン（農業生産、販売額、農業用水利用状況、栄養状況、農民組織活動）を取得する。

３． 実証事業の準備及び実施

受注者は、２．において選定されたサイトにおいて、COBSI アプローチの適用可能性を検証するため、地方政府行政官及び普及員の参画を得て、実施計画を策定するとともに、実証事業を実施し、研修及び実証事業をパッケージとした普及モデルの検証を行う。

[5] プロポーザルにて提案すること。

１）実施計画策定

工程、体制、役割分担、維持管理計画を含むサイト別実施計画を策定する。

２）住民説明会

事業実施の合意形成、役割の確認、維持管理責任の所在確認を目的として住民説明会を実施する。

３）人材育成

研修モデルを確立するため、実証調査サイトにおいて COBSI アプローチの実効性の検証を行う。①、②、④及び次項の実証事業は COBSI セミナーとして実施する。

① 行政官研修の試行（COBSI 概論、制度化、モニタリング）

② 普及員研修の試行（サイト選定、簡易堰設計、水路整備、維持管理）

③ 拠点機能形成を行う候補国における実習型研修の試行（既存対象国における優良 COBSI サイトを活用した実習型研修の試行を実施。）

現時点では、ガーナにリベリア関係者をタンザニアにルワンダ関係者を派遣することを想定しているが、最終的な実施方法については JICA との協議を踏まえ決定する。

④ 農家研修の試行（水利用管理、維持管理、SHEP、栄養改善）

４）実証事業

各サイトにおいて、COBSI セミナーの一部として、簡易堰の整備、土水路整備、圃場レベル配水、維持管理組織の形成を実証事業として実施する。

５）横展開支援

サイト周辺地域を対象として、見学会、成果共有会、農民交流を実施する。

６）研修教材の整備

フェーズ２において整備した COBSI ハンドブック及び各種研修教材について、本業務を通じて得られる実証事業の成果、モニタリング・評価結果、帰国研修員のアクションプラン実施状況、拠点機能を形成する候補国における域内における技術移転の実証成果、並びに気候変動レジリエンス及び外部資金活用に係る知見を反映し、効率的かつ持続的な COBSI の普及・展開に資する教材として改訂・更新を行う。

４．実証事業のモニタリングと評価

受注者は、M&E フレームワークを構築する[6]。

１）モニタリングシステム整備

指標体系、データ収集票、データベース、分析様式を整備する。

[6] プロポーザルにて提案すること。

２）定期モニタリング

以下について、定期的な情報収集を行う。

① 技術指標（灌漑面積、通水期間、利用農家数）
② 経済指標（販売量、販売額、所得）
③ 社会指標（女性参加、若年層参加、農民組織活動）
④ 気候指標（補給灌漑実施状況、干ばつ対応効果）
⑤ 人材育成及び普及指標（課題別研修帰国研修員のアクションプラン実施状況、帰国研修員の活動成果、拠点機能を形成する候補国における実習型研修参加者の技術習得状況、帰国後の活動状況、COBSI 普及への貢献状況）

３）効果分析

事業の効果を確認するため、以下の事業実施前後での比較を行う。

４）学習・改善プロセス

モニタリング結果を活用し、サイト運営改善、研修改善、横展開改善の実施及び提言を行う。

５）エビデンスのとりまとめ

将来的な、案件形成に活用可能なエビデンスとして整理する。

５．既存対象国フォローアップ

コートジボワール、ガーナ、タンザニア及びマダガスカルの既存対象国の４か国について、以下を実施する。

１）成果定着性評価

COBSI 実証事業による成果の定着を確認するため、灌漑施設、維持管理、農業生産、農民組織の状況を確認する。

２）政策反映状況評価

COBSI の政策への反映状況を確認するため国家政策、地方計画、普及制度への反映状況を確認する。

３）拠点機能評価

拠点機能整備の促進にあたり、研修実施能力、普及体制、行政能力、予算確保状況を確認する。

４）スケールアップ可能性評価

国内展開、近隣国展開、ドナー連携の可能性を分析する。

５）課題別研修帰国研修員のフォローアップ（該当国のみ）

・アクションプラン実施状況の確認
・COBSI 導入及び普及活動の実績整理

・優良事例及び教訓の抽出
・帰国研修員ネットワーク活用状況の分析
・今後のフォローアップ体制及び支援方策の提言

６．調査報告書の作成

本調査を履行した結果やその過程で得られた情報を調査報告書として取りまとめる。その際、本調査で作成した資料（実証サイト位置図、モニタリングフォーム、実証事業結果一覧、COBSI 研修教材、COBSI ハンドブック、国別コンセプトノート、GIS データ一覧、開発パートナー一覧、資金動員候補一覧）を併せて提出する。

第５条 報告書等

１．業務計画書
提出期限：契約締結後 10 営業日以内
言語（部数）：和文・英文（電子データを各 1 部）

２．ドラフト・ファイナル・レポート
記載事項：調査結果の全体成果
提出時期：2027 年 11 月上旬
言語（部数）：和文・英文・仏文（PDF 電子データを各 1 部）

３．ファイナル・レポート（成果品）
記載事項：調査結果の全体成果（ドラフト・ファイナル・レポートのコメントを反映したもの）。記載内容は別紙１を作成案として示す。
提出期限：契約履行期限末日
言語（部数）：和文・英文・仏文（製本版を各 2 部、PDF 電子データを各 2 部）

４．面談録
記載事項：関係機関との面談内容の要旨
提出時期：面談実施後、ワードファイル等でメールに添付し、速やかに提出

５．収集資料
調査時に収集した資料、実証事業サイトの写真・動画及びデータは項目別に整理しリストを付した上で、ファイナル・レポートとともに提出する。

なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

第６条　「相談窓口」の設置

　発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

別紙１：報告書目次案

別紙１

報告書目次案

注）最終的な報告書の目次は現地調査の結果、及び JICA との協議に基づき最終確定する。

１．調査概要
１－１　調査の背景と経緯
１－２　調査の目的
１－３　調査対象国及び対象地域
１－４　調査手法
１－５　調査団構成と調査行程
２．COBSI 広域展開の現状と課題
２－１　COBSI 開発の経緯
２－２　フェーズ１及びフェーズ２の成果
２－３　COBSI 広域展開ロードマップの概要
２－４　広域展開における主要課題
２－４－１　制度・政策面の課題
２－４－２　人材育成の課題
２－４－３　モニタリング・評価の課題
２－４－４　資金調達・開発パートナー連携の課題
２－４－５　気候変動対応上の課題
３．新規対象国の選定
３－１　対象国選定プロセス
３－２　選定クライテリア
３－３　候補国比較分析
３－４　対象国選定結果
４．新規対象国調査結果
４－１　A 国
４－１－１　農業・灌漑セクターの現状
４－１－２　国家政策及び制度
４－１－３　水利用制度及び関連法制度
４－１－４　小規模灌漑開発の現状
４－１－５　開発パートナーの動向
４－１－６　実証事業候補地の選定
４－１－７　実証事業の実施結果
４－１－８　モニタリング・評価結果
４－１－９　課題・教訓
４－１－10　当国における COBSI 推進方策
４－２　B 国（同上）
４－３　C 国（同上）
４－４　D 国（同上）
５．既存対象国フォローアップ結果
５－１　コートジボワール
５－１－１　COBSI サイトの現状

５－１－２　技術利用及び維持管理状況
５－１－３　農民組織及び営農状況
５－１－４　政策への反映状況
５－１－５　課題及び教訓
５－２　ガーナ（同上）
５－３　タンザニア（同上）
５－４　マダガスカル（同上）
６．モニタリング・評価（M&E）
６－１　M&E フレームワーク
６－２　指標体系
６－２－１　灌漑面積
６－２－２　受益農家数
６－２－３　農業所得
６－２－４　栄養改善
６－２－５　気候変動レジリエンス
６－２－６　普及及び横展開
６－３　データ収集手法
６－４　エビデンス収集体制
６－５　今後の M&E 実施体制
７．人材育成及び拠点機能形成の可能性
７－１　研修実施結果
７－２　COBSI ハンドブック及び教材整備
７－３　行政官及び普及員育成
７－４　第三国研修の可能性
７－５　拠点機能形成を行う国候補の評価
７－６　拠点機能形成の促進ロードマップ
８．開発パートナー連携及び資金動員
８－１　開発パートナー分析
８－２　連携可能性の評価
８－３　気候変動資金との親和性
８－４　GCF 等外部資金導入可能性
８－５　資金動員コンセプト
８－６　コンセプトノート案
９．COBSI 広域展開戦略
９－１　広域展開の基本方針
９－２　横展開モデル
９－３　人材育成戦略
９－４　域内における人材育成及び技術移転の方策
９－５　M&E 戦略
９－６　資金動員戦略
９－７　開発パートナー連携戦略
９－８　2030 年に向けたロードマップ
10．後続案件形成への提言
10－１　国別案件形成案
10－２　広域技術協力案

10－３　拠点機能形成に向けた支援オプション
10－４　気候資金活用案
10－５　相手国政府への提言
10－６　JICA への提言
10－７　開発パートナーとの連携に関する提言

添付　１．調査日程
２．調査対象機関一覧
３．面談者リスト
４．収集資料一覧
５．実証サイト位置図
６．モニタリングフォーム
７．実証事業結果一覧
８．COBSI 研修教材
９．COBSI ハンドブック
10. 国別コンセプトノート
11. 写真集
12. 動画一覧（作成した場合）
13. GIS データ一覧
14. 開発パートナー一覧
15. 資金動員候補一覧

別紙 2

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
（プロポーザルの重要な評価部分）

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第３章１．（２）「２）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	新規対象国選定のための評価フレームワーク及び新規対象国の候補案	第4条　調査の内容 1. 新規対象国の選定
2	実証事業サイト形成及び普及モデル	第4条　調査の内容 2. 実証事業候補地域の選定 3. 実証事業の準備及び実施
3	拠点機能形成の促進及び実習型現地研修の具体的方法	第3条　調査実施の留意事項 8. 拠点機能形成の可能性及び域内における技術研修の試行
4	効率的なモニタリング・評価及び知見共有の方法	第4条　調査の内容 4. 実証事業のモニタリングと評価

第３章　プロポーザル作成に係る留意事項

１．プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、**「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」**の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

（URL：https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html）

（１）コンサルタント等の法人としての経験、能力

１）類似業務の経験

評価対象とする類似業務：灌漑開発（小規模灌漑開発を含む）、市場志向型農業及び農業分野における気候変動対策（適応策）に関する業務

２）業務実施上のバックアップ体制等

（２）業務の実施方針等

１）業務実施の基本方針

２）業務実施の方法

１）及び２）を併せた記載分量は、10 ページ以下としてください。

３）作業計画

上記１）、２）での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式４－３の「要員計画）は不要です）。

４）業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式４－４）

５）現地業務に必要な資機材

６）その他

（３）業務従事予定者の経験、能力

別紙 3　プロポーザル評価配点表の「３．業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事予定者が担う担当専門分野を提案してください。評価対象業務従事予定者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

また、評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（３号）】

① 対象国及び類似地域：サブサハラ・アフリカ地域

② 語学能力：英語

２．業務実施上の条件

（１）業務工程

2026 年 12 月上旬より 2028 年 2 月下旬まで本業務を実施することを想定する。

（２）業務量目途

１）業務量の目途　　約 22.90 人月

２）渡航回数の目途　延べ 9 回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（３）現地再委託

想定はありません[7]。

（４）配付資料／公開資料等

１）配付資料

- アフリカ地域地域密着型小規模灌漑（COBSI）のアフリカ広域展開に係る情報収集・確認調査（フェーズ２）　ファイナルレポート
- 課題別研修「小規模灌漑技術と農業振興策の展開」関係資料

２）公開資料

- アフリカ地域地域密着型小規模灌漑（COBSI）のアフリカ広域展開に係る情報収集・確認調査　ファイナルレポート
  https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/12371852_01.pdf

（５）対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無

[7] ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

※コートジボワール及びマダガスカルでのコミュニケーション（協議時の言語、資料の言語、メールの言語等）等で使用する言語は仏語です。

（6）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 各国事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

3．プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4．見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、**「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版**を参照してください。
（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html）

（1）報酬について

本件業務については、リベリアを現地調査対象国として提案する場合、リベリア国での業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料２：報酬単価」より、「紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。

（2）契約期間の分割について

第１章「１.競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合）は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（３）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。

② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

86,686,000円（税抜）

※　上記の金額は、下記（４）別見積としている項目、及び（５）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※　なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（４）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算か明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

１）直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

２）上限額を超える別提案に関する経費

３）定額計上が指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

（５）定額計上について

☑本案件は定額計上があります（29,231,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
航空賃	―	16,761,000円	現地渡航にかかる航空賃	旅費（航空賃）
宿泊手当・宿泊費	―	12,470,000円	現地渡航にかかる旅費	旅費（宿泊手当・宿泊費）

（６）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

（７）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（８）外貨交換レートについて

１） JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。
（URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html）

２）新規対象国が上記１）に記載がない国を選定した場合は、別途レートを指定します。

（９）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第２章　特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

別紙 3：プロポーザル評価配点表

別紙 3

プロポーザル評価配点表

評　価　項　目	配　点	
1．コンサルタント等の法人としての経験・能力	**(10)**	
（1）類似業務の経験	6	
（2）業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア）各種支援体制（本邦／現地）	3	
イ）ワークライフバランス認定	1	
2．業務の実施方針等	**(70)**	
（1）業務実施の基本方針、業務実施の方法	65	
（2）作業計画等	(5)	
ア）要員計画	―	
イ）作業計画	5	
3．業務従事予定者の経験・能力	**(20)**	
（1）業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	**業務主任者のみ**	**業務管理グループ/体制**
1）業務主任者の経験・能力：業務主任者／○○	**(20)**	**(8)**
ア）類似業務等の経験	10	4
イ）業務主任者等としての経験	4	2
ウ）語学力	4	1
エ）その他学位、資格等	2	1
2）副業務主任者の経験・能力：副業務主任者／○○	**(－)**	**(8)**
ア）類似業務の経験	―	4
イ）業務主任者等としての経験	―	2
ウ）語学力	―	1
エ）その他学位、資格等	―	1
3）業務管理体制	**(－)**	**(4)**